

## 「ねこ飼養状況届出制度」のご案内

川崎区では、ねこの適正飼養の推進を図るため、平成19年10月1日から、ねこ飼養状況届出制度を施行します。ねこを飼養していることを届け出ていただいた飼い主の方には、川崎区特製の「ねこペンダント」を差し上げます。迷子札として、飼い主責任の証として、首輪等に着けてあげてください。

ねこペンダント等（所有者明示）を着けることは、ねこの盗難や迷子の防止に役立つとともに、迷子になったねこの所有者の発見を容易にし、飼い主の意識の向上等を通じて、ねこの遺棄及び逸走の防止、適正飼養の推進に寄与することができます。

また、ねこの適正飼養ガイドブック「4つのお願い！」も配布していますので併せてご活用ください。

### 届出方法

所定の書式「ねこ飼養状況届出書」に必要事項を記入して、川崎区役所保健福祉センター衛生課に届け出てください。

届け出いただいた飼い主の方には、川崎区特製のねこペンダントを交付しますので、首輪等に着けてあげてください。

お渡しするペンダントには、届出番号が刻印されています。迷子になった場合等は、その番号とともに、川崎区役所保健福祉センター衛生課及び動物愛護センターにその旨御連絡ください。



**お問合せ・届出先**

川崎区役所保健福祉センター衛生課

所在地 川崎市川崎区東田町8番地 パレールビル6階

電話 044-201-3223

第1号様式

ねこ飼養状況届出書

平成 年 月 日

あて先 川崎保健所長

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり、ねこを飼養していますので届け出ます。

呼 び 名	
種 類	
毛 色	白／黒／茶／その他（ ）
性 別	オス／メス
生 年 月 日	年 月 日生
所 有 の 理 由	購入／拾得／出生／譲受
不妊・去勢手術	実施／未実施
* 届 出 番 号	

注) \*印の欄には、記入しないでください。

※ お届けいただいた情報は、緊急時連絡業務等の遂行上必要な限りにおいて利用するものとし、その他の目的で利用することはありません。